

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年4月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800379号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900007号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年3月21日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成18年3月21日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年3月21日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年3月21日から同年4月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に転籍したが、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間は日を空けずに勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の回答並びに同社の関連会社であるB社の回答から判断すると、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務(平成18年4月1日にA社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成18年3月の標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに請求者のA社における平成18年2月のオンライン記録から36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年3月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年3月21日から同年4

月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。